

# 安平町社会教育施設等長寿命化計画（案）に対する

## パブリックコメント募集要領

安平町社会教育施設等長寿命化計画（案）に対するパブリックコメントの募集手続きについて、以下のとおりといたしますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

### 1. 意見募集の対象

安平町社会教育施設等長寿命化計画（案）

### 2. 公表する資料

安平町社会教育施設等長寿命化計画（案）

### 3. 資料の閲覧方法等

- ①安平町ホームページに掲載しています。
- ②教育委員会社会教育グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）で閲覧  
※安平町ホームページをご覧になれない方については郵送も可能です。

### 4. 意見の提出方法及び場所

- 以下①~④のいずれかの方法により提出してください。
- ①持参：安平町役場のうち、下記へ提出願います。
    - ・総合庁舎（早来） 教育委員会事務局社会教育グループ
    - ・総合支所（追分） 住民サービス課住民サービスグループ
  - ②郵送：安平町役場総合庁舎教育委員会事務局社会教育グループへ郵送してください。
  - ③ファクシミリ：総合庁舎 FAX：0145-29-7030（教育委員会）
  - ④電子メール：教育委員会事務局社会教育グループ：sk-kyouiku@town.abira.lg.jp

### 5. 意見募集期間

- 令和4年3月4日（金）～令和4年3月25日（金）17時15分まで
- ①持参の場合：月～金（祝日を除く）8時30分～17時15分
  - ②郵送の場合：3月25日（金）付けの消印まで有効
  - ③ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付（土日、祝日含む）  
ただし、募集期間の締切日（3/25）は、17時15分までとなります。

## **6. 提案対象者**

安平町町民参画推進条例第2条に規定にする「町民」を対象とします。

- ①町内に居住又は通勤・通学している方
- ②町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

## **7. 意見集約による公表及び意見に対する応答**

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等については、安平町ホームページ及び安平町役場総合庁舎教育委員会事務局社会教育グループにおいて公表します。(町広報紙での公表は、紙面の都合上、要約等により掲載となる場合があります。)

## **8. その他**

- ①ご意見等については、詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のために、ご住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
- ②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱わない場合があります。

## **9. 問合せ (担当課)**

〒059-1595 安平町早来大町 95 番地

安平町役場 (総合庁舎) 教育委員会事務局社会教育グループ

電話：0145-29-7036 FAX：0145-29-7030

E-mail：sk-kyouiku@town.abira.lg.jp